

「洞爺湖町犯罪被害者等支援条例」

～社会全体で被害者を支えるために～

犯罪被害にあった人は、犯罪によって心身に傷を負うだけでなく、事件後もさまざまな問題を抱えることになります。

洞爺湖町では、犯罪被害者やその家族が1日も早く平穏な暮らしを取り戻すための支援をし、安心して暮らすことができるよう「洞爺湖町犯罪被害者等支援条例」を令和6年4月1日に施行しました。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

条 例 の 概 要

【 目 的 】

- 犯罪被害者等支援の基本理念を定め、町・町民・事業者の責務を明らかにする。
- 犯罪被害者等支援施策の基本事項を定め、総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図る。
- 誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。

【 基本理念 】

- 尊厳にふさわしい処遇
個人の尊厳を重んじ、ふさわしい処遇を保障される権利を尊重する。
- 支援の適切な推進
犯罪被害者等の置かれている状況等に応じて適切に支援を行い、二次被害を防止する。
- 切れ目のない支援
途切れることなく支援を提供する。
- 連携した支援
町や関係機関が相互に連携・協力する。

【 責 務 】

- 町**・・・犯罪被害者等支援施策の実施、二次被害への配慮と防止
- 町民**・・・犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性の理解、二次被害への配慮、支援施策への協力
- 事業者**・・・犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性の理解、二次被害への配慮、支援施策への協力、就労等の配慮

【 支援制度 】

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ● 相談窓口の設置 | ● 安全の確保 |
| ● 支援制度などの情報提供 | ● 見舞金の支給（住民に限る。） |
| ● 日常生活の支援 | ・ 遺族見舞金 遺族に対し30万円 |
| ● 住居等の支援 | ・ 重傷病見舞金 被害者に対し10万円 |
| ● 心身に受けた影響からの回復支援 | |